

奥州市上下水道事業告示第 18 号

奥州市排水設備工事指定店規程（令和 2 年 4 月 1 日上下水道事業管理規定第 31 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり処分する。

令和 7 年 8 月 12 日

奥州市長 倉 成 淳

1 処分の対象となる排水設備工事指定店

名称 有限会社日高見設備サービス
所在地 奥州市水沢佐倉河字嶋館 95-1

2 処分の種類

指定の停止 1 月

3 処分の期間

令和 7 年 8 月 12 日から令和 7 年 9 月 11 日まで